

## 女性活躍推進法に基づく取組み

女性活躍推進法第19条第6項に基づく取組みの実施状況の公表（令和4年7月公表）

	目 標	取組み内容	令和 3年度	
1	令和7年度まで、意識改革や知識習得などの研修を毎年1回以上受講する。 (女性職員対象)	研修を受講することにより意識改革や知識を習得し、活躍の場を広げる意欲を促進する。	50% 対象者 2 人	
2	令和7年度まで、男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率を100%とする。	配偶者が出産する男性職員に、配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇を取得するよう働きかける。	出産に係る 休暇	100%
			育児参加休 暇	100%
			対象者	1 人